平成２２年（フ）第２０８１号
堺市堺区楠町１丁３番９号
債務者　西川　忠男
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０８７号
大阪府河内長野市木戸西町１丁目２番34―106号
債務者　古谷　健次
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０８８号
大阪府河内長野市木戸西町１丁目２番34―106号
債務者　古谷　芳恵
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
堺市東区白鷺町２丁６番７―202号
債務者　松本伸一郎
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
堺市中区八田北町10番地31　５棟402号、前住所堺市北区百舌鳥本町３丁538番地18
債務者　松永　誠仁
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
堺市東区大美野163番地17
債務者　藤原千代子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
堺市南区晴美台４丁１番８―1408号
債務者　上野　和江
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地５棟307号
債務者　鈴川美惠子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
大阪府松原市天美北３丁目17番14号、前住所堺市堺区大浜中町３丁13番19号
債務者　中道　美和
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
盛岡市津志田15地割39番地15
債務者　山田　芳子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６０号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第10地割57番地23
債務者　中山　武志
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６４号
盛岡市三本柳５地割３番地34　ステップハウスウイング201号
債務者　引木　　豊
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６６号
盛岡市みたけ４丁目14番35号
債務者　西川　節子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７０号
岩手県北上市黒沢尻３丁目２番18号
債務者　吉留　　覚
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２９号
福島県いわき市常磐湯本町八仙38番地　市営住宅12―11
債務者　小竹　源一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９４２号
神奈川県中郡二宮町中里２丁目21番24号
債務者　杉本　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本592ホテル仙景社員寮403号室、住民票上の住所神奈川県小田原市浜町１丁目16番12号　保田メゾン201
債務者　土屋　彩香
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部